

## 議案第 63 号

### 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

令和 6 年 1 2 月 2 日に現行の後期高齢者医療被保険者証が廃止されることに伴い、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、次のとおり兵庫県内の全ての市町と協議する。

よって、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 5 月 2 4 日提出

三田市長 田 村 克 也

### 兵庫県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年兵庫県指令市振第 2 2 9 7 号）の一部を次のように変更する。

第 4 条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第 1 7 条第 2 項中「別表第 2」を「別表」に改める。

別表第 1 を削り、別表第 2 を別表とする。

附 則

この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。